

懲戒に関する規程

岩手県立遠野高等学校
制定平成29年4月1日

(趣旨)

- 1 この規程は、学則第10章第37条および第38条に規定する懲戒について、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の種類等)

- 2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

退学処分	本校に在籍する権利を剥奪すること。
停学処分	一定期間学校の施設を使用させないこと。
訓告処分	過去の言動に注意を与え、反省を促すこと。
謹慎	問題行動の反省のために、保護者の理解を得て、学校での活動の自粛を求めること。
家庭謹慎	家庭において謹慎すること。
登校謹慎	登校の上、校内で謹慎すること。
説諭	問題行動を戒め、反省を促すこと。

- 3 懲戒は、問題行動の内容、障がい等心身の状況、過去の指導歴等を考慮して行うものとする。

(停学及び謹慎の期間)

- 4 停学及び謹慎の期間は、問題行動の内容、生徒の反省状況等を考慮して定めるものとする。

(解除)

- 5 停学処分を受けた者及び謹慎に付された者に改悛の情が顕著と認められたときは、これを解除するものとする。

(処分の手続)

- 6 校長は、退学、停学及び訓告の処分を行うに当たっては、被処分者に対し処分通知書を交付するものとする。
- 7 退学、停学及び訓告の処分は、指導要録に記載するものとする。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

岩手県立遠野高等学校学則

第10章 賞罰

第37条(懲戒) 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は、校長が行う。

第38条(懲戒による退学) 前条に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者